

2 0 2 6 年 7 月

各 位

新 潟 県 労 働 金 庫

「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」で
被災された方への特別融資について

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害により被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、今般の災害によって被災されたお客様に対しまして、再建と復旧を支援するため特別融資制度（災害救援ローン）をお取扱いしております。

お気軽にご相談くださいますようご案内申し上げます。

記

【災害救援ローン（無担保）の概要】

	生活資金	住宅復旧資金
対 象 者	「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」により被災された方または配偶者および 3 親等以内の親族の方	
ご 用 途	被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車輛の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他生活資金、および、災害時の当座の生活資金	被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費
ご 融 資 期 間	1 ～ 1 0 年以内 ※ 1 年以内の元金据置可	1 ～ 2 5 年以内 ※ 1 年以内の元金据置可
ご融資限度額	1, 0 0 0 万円以内	2, 0 0 0 万円以内
金 利 制 度	固定金利	
適 用 金 利	1. 2 0 0 %（保証料込）	
担 保	無担保	
保 証 機 関	（一社）日本労働者信用基金協会	
受 付 期 間	2 0 2 6 年 7 月 1 4 日から 2 0 2 8 年 3 月 3 1 日まで	
そ の 他	お申込みに際しては、「罹災証明書」のご提出は不要です。	

【災害救援住宅ローン（有担保）の概要】

対 象 者	「令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」により被災された方または配偶者および３親等以内の親族の方
ご 用 途	・被災住宅の修理・改修等の復旧工事費 ・災害による住宅の建築費・購入費等
ご 融 資 期 間	１～５０年以内 ※１年以内の元金据置可
ご融資限度額	１億円以内
金 利 制 度	当金庫不動産担保住宅ローンの金利制度を適用します。
適 用 金 利	当金庫不動産担保住宅ローンの会員応援金利を適用します。
取 扱 手 数 料	不要です。
担 保	原則として融資対象不動産に抵当権を設定します。
保 証 機 関	（一社）日本労働者信用基金協会
団 体 信 用 生 命 保 険	ろうきん団信、夫婦連生団信、３大疾病団信、就業不能保障団信、がん団信（リビングニーズ特約付）、引受緩和団信のいずれかにご加入いただけます。 なお、団信種類によって、住宅ローン金利に所定の金利が上乘せとなります。
受 付 期 間	２０２６年７月１４日から２０２８年３月３１日まで
そ の 他	お申込みに際しては、「罹災証明書」のご提出は不要です。

※詳しくは、最寄りの本支店までお問合わせください。

※土曜日、日曜日につきましては、県内６カ所の「ろうきんプラザ」にてご相談を承ります。

以 上